

# 職員慶弔見舞金規程

規程第12号

(総則)

第1条 公益財団法人社会貢献支援財団の職員に対する慶弔見舞金の支給については、この規程の定めるところによる。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 この規程において慶弔見舞金とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 災害見舞金

第3条 慶弔見舞金の額は、会長が別に定めるところによる。

附則

本規程は、平成22年9月1日から施行する。